

障害年金関連情報

精神疾患を患ってしまったら、健常者のように働き、収入を得ることは難しくなります。障害年金を受給することを考えましょう。また、65歳になった時点で受給の仕方が変わることがあるのを覚えておきましょう。

●障害基礎年金・障害厚生年金の受給要件

次の要件をすべて満たしていることが必要です。

○国民年金または厚生年金加入期間である間に、障害の原因となった傷病の初診日があること（20歳前や年金加入者でなくなった後でも60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいる間に初診日がある時も含みます）。

○障害認定日（初診日から1年6ヶ月を経過した日または1年6ヶ月以内に症状固定した日）において、国民年金・厚生年金の障害等級に該当していること。

○保険料の納付要件を満たしていること。

●障害基礎年金の年金額（平成29年度）

○1級障害・・・974,125円（月額81,177円）

○2級障害・・・779,300円（月額64,941円）

●65歳になった時点での障害年金受給の選択肢

障害基礎年金と老齢基礎年金、老齢厚生年金との併給について、まず、現在受給している障害年金は、障害基礎年金なのか、障害厚生年金なのかについて、入金通知書で確認するか、市役所・年金事務所で確認して下さい。詳しくは市の国民年金課で聞くと良いでしょう。65歳になる時に障害年金と老齢年金のいずれかの受給を選ぶことになります。その時、以下の3つのルールが適用されます。

1. 障害基礎年金と老齢基礎年金をあわせて（両方）は受給できない。

国民年金保険料を継続して支払っても無駄になる。ただし、将来、障害基礎年金が受給できなくなることを考えて、無駄を覚悟で支払うのは可能です。

2. 障害基礎年金と老齢厚生年金をあわせて（両方）受給できます。

会社で週20時間以上働いて、厚生年金保険料を払っていると少し安心です。

3. 障害厚生年金と老齢厚生年金をあわせて（両方）受給できない。

要注意して下さい。

●国民年金に任意加入していなかった為に、障害基礎年金などを受けられなかった方へ

「特別障害給付金」制度で受給できる可能性があります。

《対象となる方》

① 平成3年3月以前に国民年金の任意加入対象であった学生（夜間部・定時制・通信制等を除く）

② 昭和61年3月以前に国民年金の任意加入対象であり、厚生年金・共済組合の加入者だった方の配偶者

※①または②に該当する方で、国民年金に任意加入していなかった期間中に生じた傷病が原因で、現在、障害基礎年金の1・2級の障害の状態にある方。ただし、65歳に達する日の前日までに障害の状態に該当された方に限ります。請求についても、65歳に達する前日までに請求する必要があります。

《支給額》

障害基礎年金の1級に該当する方・・・月額51,400円

障害基礎年金の2級に該当する方・・・月額41,120円

《注意》

○障害の認定は、支給の決定まで数か月かかる場合があります。ただし、支給の決定が遅れた場合でも請求月までさかのぼって給付金は支給されます。

○給付金の支給を受けた方は申請により国民年金保険料の免除を受けることができます。